

## 2024 年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事録

日時：2024 年11月15 日(金) 午後2時から午後4時 25 分まで

場所：愛知県議会議事堂4階第5会議室

出席者：委員9名、事務局6名・教育委員会1名、傍聴人1名

### 1. 開会

#### (事務局)

定刻になりましたので、ただ今から 2024 年度人にやさしい街づくり推進委員会を開催させていただきます。

議事に入る前に事務局よりご連絡申し上げます。この委員会は、人にやさしい街づくり推進委員会設置要領及び本委員会の傍聴に関する要領により公開しております。本日の傍聴は1名でございます。この際、傍聴の方にお願ひ申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

【委員の紹介・資料の確認】

【建築局技監挨拶】

【委員長の互選】

### 2. 議題

#### (1) 人にやさしい街づくりの取組について

【事務局より説明】

#### (委員)

手続きのオンライン化はぜひ進めていただきたいと思います。不適合の多いチェーンストアの事業者に対する取組について質問しますが、不適合とされているチェーンストアは多いのか、1件、2件でも多いとしているのか、どれくらいの数かということと、不適合の具体的内容でこういうのが多いというものを伺いたいと思います。また、啓発活動をされたとのことですが、やったことによって不適合が多かったチェーンストアは改善されたのかについても伺いたいと思います。

#### (事務局)

チェーンストアの適合率は5割ほどと認識しています。不適合の多い箇所は、通路の傾斜、出入口の幅、車いす使用者用トイレの設備等ですが、措置が全くされていない訳ではなく、事業者が全国展開している場合が多いため、愛知県の基準に一部合わず結果的に不適合になっています。取組の結果については、次回以降で是正をしていただけるとの回答を得ているため、即適合率の改善にはつながっていない状況ですが、チェーンストアの本部の方には、どの部分が愛知県の基準に合っていないかについては、ご理解いただけてい

るものと認識しています。

**(委員)**

全国で展開している会社が多いということで、いろんな県や市で内容が違うことがあります。そのために、業者やコンサルをいれたりしますけれども、適合率の5割はさすがに低いと思いますので、協会を通して言えることがあれば発信していこうと思います。

**(委員)**

全国展開しているから事業者側の基準があって、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例に適合しなくてもいいよねという流れにはなってほしくないです。他のチェーンストアでは、やっていますよということも、厳しいかもしれませんが、愛知県としては強く言っていたかかないと、やはり条例の意味がなくなってしまっはいけないと思います。時間をおいて変わっていくものであればいいですが、変わっていくかどうかをちゃんと見ていかないといけないと思います。業者さんの考えもあるかと思いますが、県からはしっかり言っていたきたいと思います。

**(事務局)**

課長補佐の回答に少し補足させていただきます。適合率は、規模やチェーンストア事業者によって異なっていますが、全国的に展開されている事業者では、例えば10件の届出のうちの8件くらいアウトですねということがあるとすると、やはりこれは影響力があります。私どもは、本部を直接訪問するなどして条例の趣旨を説明していますが、統一的な図面で計画していて、愛知県の基準にどうしても合わないところがあると聞いております。しかし、基準はあくまでも守っていただく義務であり、チェーンストアは影響力も大きいので、我々としては遵守するよう設計の見直しを求めています。その結果、昨年度訪問した飲食チェーンストアについては、今年度の届出は全て適合となっています。我々が働きかけることでご協力いただけることが分かりましたので、引き続き粘り強くやっていきたいと思っています。

適合率については、審査項目は120以上ありますが、1つでも満たさないと不適合となります。しかし、項目ごとにみていくと9割以上適合しています。あと1,2歩及ばず、例えば、傾斜路の勾配がだめとか、手すりが付いていないとか、ピクトサインが付いていないとかで不適合となる場合が多い状況です。それでも不適合ですので、我々としては、もう一歩努力していただけるよう、粘り強く指導・助言をしまいたいと思います。

**(委員)**

公表されている適合証交付施設について質問します。「マップあいち」は、インターネットで見えるものだと思いますが、例えば視覚障害がある方、聴覚障害がある方等が見るとなったときに、音声の読み上げなどの対応はありますか。また、高齢の方ですとインターネットが分からないという方もいらっしゃると思うので、紙媒体等で閲覧することができるのかどうか、教えてください。

**(事務局)**

「マップあいち」はインターネットを利用しておりますのでパソコンやスマートフォンで閲覧できますが、現在のところ音声の読み上げ機能はなかったと思います。機能の拡充については、今後の検討になってくるかと思いますが、当課で所管していないためこれ以上のことは分かりかねます。紙媒体の閲覧については、閲覧場所の候補として市町村の条例届出の受付窓口や県建設事務所建築課が考えられますが、これも今後の検討課題かと思っています。

**(委員長)**

今のご意見はごもっともだと思います。例えば、適合証交付施設の情報 구글マップと連動するとか、あるいは皆さんが普段使っているマップの中で確認できるとより効力があるのかなと思います。不適合がかなり多いことが分かったので、適合することのメリットをいかに打ち出すかの側面で行くと、例えば飲食店とか各社のホームページ上で適合を表示することでお客さんに訴えることができると思います。近年では省エネビルを建てると、省エネのランキングシステムがあって、それを示すことで会社が信用されるといったことが起きているので、そういう方法で各企業が適合証を得るため努力することに繋がっていくような工夫ができると良いと思います。

**(委員)**

工事完了して適合証を発行する際の計画書どおり間違いなく施工されているかどうかの検査についてですが、県庁から出向いて行っているのか、外部に委託するシステムになっているのか、どうなっていますでしょうか。

**(事務局)**

市町村を所管する各建設事務所建築課の職員が現地に出向いて検査を行います。人街条例では届出審査も適合証検査も県職員が行っています。

**(委員)**

県も忙しいと思いお聞きしましたが、検査については十分対応されているということですね。

**(委員長)**

建築的な視点でお話したいと思います。これまでも議論されたかもしれませんが、人街の届出は工事着手30日前までに提出しなければならないとなっているので、予算も決まって設計も固まって、あとは工事だけというタイミングで届け出ますので、そこで不適合が見つかったとしても予算も用意できないし、そこから設計変更していくといろんなスケジュールが大きく遅れるということで、現実的でないと認識されているところもあるかと思います。大事なのは、設計段階で周知することだと思います。そういう意味で、周知、啓発は重要で、本日その取組をご報告いただきました。設計段階で建築確認申請を民間確認検査機関等に出しますが、その段階で人街条例への適合が必要ですよとしっかり周知されれば、確認申請が通らないと建てられませんので、設計者が緊張感を持っている設計変更が可能なタイミングで指導するのが理想だろうと思います。そういう民間確認検査機関等にうまく指導していただくような流れをつくることも必要かと思います。ご意見ありがとうございました。

**(事務局)**

委員への適合率の回答で一部訂正します。チェーンストアの適合率の割合は5割ほどと回答いたしましたが、物品店舗は7割、飲食店舗及びサービス店舗が5割でした。訂正させていただきます。

**(2) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について**

**(事務局)**

本議事の趣旨について簡単に説明させていただきます。現在、人にやさしい街づくりの条例に基づく整備計画の届出の審査は、愛知県及び事務移譲をしています名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市の6市がそれぞれの自治事務として自らの判断・権限の基づき行っています。その審査において一部運用が異なっているものがありますので、今回、委員の皆様のご意見をいただいたうえで統一を図れるものは図ってまいりたいと考えています。

**①「洋式便器・手すりの案内表示」について**

**【事務局より説明】**

**(委員)**

手すり設置の位置について質問しますが、案内表示例では便器に対して左側に手すりが付くという設定の表示になっています。資料右下の図面では、手すりは全て右側に付くということでしょうか。全て右側に付いていると、左半身麻痺の方は使いやすいけれども、右半身麻痺の方は使いにくい印象を持ちました。どのような根拠で全て右側に付いているのか、全ての方が使いやすいという点では限定的だと思いました。

**(事務局)**

案内表示例はあくまでイメージで、手すりの左右は意識していません。

**(事務局)**

これはあくまでイメージとして示させていただいたもので、実例があってということではありません。手すりが付いていることをイメージしているものとお受け取りいただければと思います。

**(委員長)**

図面はたまたま右側だったということだと思いますが、実際の場合は右と左と両方あった方がいいと思います。指導では、左右両方あった方が望ましいといった指摘をしていますか。こうした右側だけの図面があると誤解を生むこともあると思いますので、そのあたりはどうでしょうか。

**(事務局)**

条例上の整備基準は1以上の洋式便器に手すりを設けるに留まっております。左右どちらかに設置されていればよく、審査上、左右の別はございません。

**(委員長)**

条例上はどちらか1つで良いとしても、便房1つなら左右両方に手すりを設置することが望ましい、あるいは、右側手すりの便房、左側手すりの便房双方を設置することが望ましいなどを文言に付記することが可能なら検討をしていただきたいし、入口の案内表示についても左右の別を案内することができると、よりきめ細やかな形となるので検討していただきたいと思います。

**(委員)**

出入口に貼られた案内表示を見て洋式便器に手すりが全部付いている、と伝わらないと意味がないと思

います。伝わるのが重要なので伝わりやすい案内表示について検討していただくと良いと思います。

**(委員)**

私の質問も先ほどの委員と重なる部分がありますが、便房の付近の表示と出入口の表示が代替可能なのが少し気になりました。出入口で見て手すり付きトイレだと認識することと、入ってからどこにそのトイレがあるかを認識することは状況が違うと思うので、出入口だけの案内表示にするなら、出入口に貼られた案内表示から洋式便器に手すりが全部付いていると見て分かることが大事だと思います。

**(事務局)**

今の基準では、案内表示は便房の戸の付近に個別に設置することになっておりますが、例えば特定施設の男女別の便所において便房が 2、3 設けられる設計の場合、全ての便房が手すり付き洋式便器であるので、設計士から、出入口の1か所にまとめて表示したら一戸一戸表示しなくても良いのでは、という声があるためご意見を伺っているものです。事務局としても出入口でまとめて表示があれば、仮に見過ごしたとしても、手すり付き洋式便器は必ずあるため、ないことのご不便さはないだろうと考えましたが、全部付いていると見て分かる案内表示の工夫については今後検討していくことが必要かなと思います。

**(委員長)**

今ここでは 2 点議論があって、一つは、出入口の案内表示はこれまで特段求めていなかったもので、これがあることは外から情報を認知できるので意味があると思います。便所の利用にあたっては様々な人々に向けた設備が求められ、また設置されているので、メッセージとしての出入口のサイン計画は工夫していくことが必要かと思ひますし、そういったことを検討することが人にやさしい街づくりが一步進んだ形につながるかなと思ひますので今後検討してください。

もう一つの、委員からご指摘の、案内表示を見て全ブースに付いていると理解されるかについては、出入口に設置した手すりの案内表示で混乱しないような工夫として、案内表示マークの右に「全部設置あり」等の表示があるのはどうでしょうか。

**(事務局)**

委員の皆様のご意見を参考に、事務処理市との会議で検討していきたいと思ひます。

**(委員)**

現在では和式便器を設置することはありません。全て洋式便器です。ここで重要なことは、手すり設置かどうかだと思ひます。手すり付きであることが分かる案内表示が必要なことなのでそれも検討していただきます。

**(委員)**

出入口のサイン計画をどうまとめていくかという検討課題に付け加えて、デパート等の施設を利用した経験からの発言ですが、簡単なプラン図が有ると、出入口の段階で内部の空間が把握できて、どこに何があるか利用しやすいかと思ひますので、その点もぜひ検討してください。

**(委員長)**

今後モデル事例みたいな形で示す機会があれば、それ用にまとめておくのも良いと思ひます。

## ②「親子扉の有効幅員」について

【事務局より説明】

(委員長)

主要な出入口の寸法が 90 cm 以上と求められている時に、親子扉の親扉のみで有効幅員を確保するよう整備を求めるのを原則としながらも、事業者が子扉の開閉を速やかに解除できる場合は、その限りではないということで、例えば親扉が 70 cm、子扉が 20 cm の場合は両方開けると 90 cm なので可とするということですか。

(事務局)

事業者が子扉の開閉を速やかに解除できるという条件が付きますが、そのとおりです。

(委員長)

事業者がたまたま親子扉の近くを離れていることがあって、火災や地震等が発生して車いすの人が至急に逃げる必要がある場合に、子扉のフランス落としを解除して幅員を確保するには時間がかかる中で、親扉の 70 cm では車いすが通れず逃げるのが困難になると考えられます。親扉だけでも 80 cm は欲しいと指導するのもあるかと思っていますが、委員の皆様いかがですか。

(委員)

車いすの幅寸法は 60 cm ちょっとあり、70 cm の扉では本当にギリギリです。自宅の 80 cm の扉でも車いすを真直ぐに入れないとぶつけてしまいます。車いすメーカーによって大きさは多少異なることを考えると、親扉だけで 80 cm は欲しいと思います。

(委員)

昔から建物寸法は 90 cm を基本としている中で、仮に親子扉が 70 cm と 20 cm で出来ているものを、80 cm と 20 cm にすると、親子扉を製作しているメーカーは全部作り直さなければなりません。建具の基準も 90 cm を基本としていますか。寸法にいろいろな種類があればよいのですが。

(委員長)

日本の建築は 90 cm を柱芯間の距離で基本としているので、柱芯間に扉を付けると、有効幅で 75 cm ぐらしか取れないことになります。戸建て住宅ならこれで足りませんが、店舗の用途であればそれよりも広い幅が必要となっています。

(委員)

親子扉の幅で、いろいろな種類が出ていけば問題ないのですが。

(委員長)

一度、メーカーが持っている基本の寸法を確認した方が良いでしょう。親扉の幅 80 cm を満たす寸法は押さえておく必要があると思います。メーカーの規格から外れては実質設置できないので、事務局で一度確認し

ておいてください。また、今回事務局提案の運用案の記載についてはよろしいかと思いますが、親扉に 80 cm を求めて指導するかは、メーカーの規格を見て再検討していただくのが良いかと思います。

**(事務局)**

今回の提案で想定している施設は、店舗併用住宅等の小規模な店舗です。出入口は住宅用親子扉を利用したものも多いため、親扉だけでは整備基準の幅を確保できず不適合となること、小規模施設なので出入口のすぐ近くに受付があり、例えば美容院などはガラス張りの外壁なので車いすのお客さんがいらっしゃっても直ぐに子扉を開けることができるので、配慮しているから適合としても良いのではと設計士から言われており、事業者が子扉の開閉を速やかに解除できるという条件が付きますが、今回提案させていただきました。委員の皆様のご意見を参考に、事務処理市との会議で検討していきたいと思えます。

**③「回り階段」について**

**【事務局より説明】**

**(委員)**

規則第 18 条の記載は分かりますが、想定事例を見てどこに焦点を当てて意見を述べたら良いのか分かりません。昇りにくさのイメージが難しいです。

**(委員長)**

私なりに理解していることで補足すると、方向を変えながら段差を昇っていくのが基本的に回り階段と言って、急いでいる時に転びやすいのでやめてくださいというのが趣旨かと思えます。方向を変えながら段差を昇っていく状況が生じているか生じていないかで判断して、回り階段か否かとしていると理解しています。ここで難しいのは②で、真直ぐ昇って行って左に向きを変えて一段だけ昇る場合。⑧は、真直ぐ昇って行って左に向きを変えて4段昇る場合。事務局の判断として⑧は良くて②はダメとする理由は、方向を変えて一段だけ昇る状況は段がないような気がする、段に気づかない恐れがある、という認識というかニュアンスが含まれているのかなと思えます。⑧は3段続くので階段と認識されて向きを変えても危険性はないと思えます。向きを変えて階段と認識されないままに一段だけ下がっていると、そういう場所で転倒の事故が起きやすいから回り階段と判断して左右の図の仕分けとなっているという理解でよろしいでしょうか。

**(事務局)**

そのご理解で結構です。

**(委員長)**

この仕分けでよろしいでしょうか。

(他委員 意見なし)

④は建築デザインでよく見受けられる例ですが、階段の一番下の段を広くして向きを変える設計ですが、これも段があることが認識されず転倒しやすいのではないかという指摘で回り階段としていることは、まあ妥当な線かなと思えました。

**(事務局)**

ご検討ありがとうございました。

### (3) 県立高校のバリアフリー対応について

#### 【教育委員会より説明】

#### (委員)

多目的トイレに関しては設置率が96%を超えることは良かったと思いますが、エレベーターに関しては、設置基準では3階以上かつ2,000㎡以上となる場合に設置義務があるというのは、現状でそれ以下であれば校舎の長寿命化計画を立てても、設置義務以下の規模で改築する限りエレベーターを設置しなくても良いということになり、エレベーター設置数が増えていかないことになります。そうならないように、明和高校や稲沢緑風高校の校舎が2,000㎡未満でもエレベーターの設置を予定していることを、モデル校として進めていって欲しいです。バリアフリー化に関しては以前から指摘していますが、それをやっていかないとずっと現状の6%のままです。小中学校はエレベーター設置が義務化されてきています。高校進学の間になって、高校を選べないという現状は問題だと思います。選択肢を迫られることになっていくので、計画的にエレベーター設置を検討していただきたいです。中高一貫校の中学校用校舎のエレベーター設置はそもそも義務化なので当然ですが、その他の学校を含めて、在籍者数が見込める学校を優先的にということも分かりますので、早急に計画を定めて、3階以上かつ2,000㎡以上にこだわらない状況での予算確保をしていただかないといけないと思います。

#### (委員長)

事務局に確認ですが、人街条例の特定施設に学校は含まれていると思いますが、2,000㎡以上の規模に関わらずエレベーターの設置を求められると思いますが、高校は含まれないのでしょうか。

#### (事務局)

高校は特定施設に含まれますが、整備項目の中のエレベーターについては、3階以上かつ2,000㎡以上となる場合に設置義務があると定めています。

#### (委員長)

設置義務の基準は理解しましたが、委員のご意見はもっともであるので、エレベーターの設置を進めるべきかと思います。事務局の考えがあればご回答いただきたいと思います。

#### (教育委員会)

ご指摘のとおりです。小中学校への調査は今回が初めてですが、具体的に車いす使用者の数を把握するために行いました。当然、県立高校もインクルーシブ教育をうたっていく中で、施設設備が整っていないといけないと担当としては強く思っておりますので、いろいろな材料を整えて予算化を進めていかないといけないと考えています。今回の説明は新增改築でのエレベーター設置についてでしたが、既存の校舎に整備されていないといけないことについては、何とかして一つでも予算化していきたいと思っています。一つ予算化できれば後に繋がると思いますので、いろいろな材料を整えて粘り強く予算要求していきたいと思っています。

**(委員長)**

これは大変重要な事項かと思えます。新築改築だけでなく既存にもエレベーターは設置すべきで、公立高校であるなら尚更です。そもそも選択肢の段階で、エレベーターがないから通えないという状況では、わざわざアンケートを取っても、車いすの生徒は最初からその高校を希望しないことになっていると思うので、車いすの生徒がいるから対応するのではなく、ちゃんと入ってもらえるように対応しておかねばいけないと思います。ここは今日の議題の中では一番の重点事項になるのではと思いました。

**(委員)**

先ほどエレベーターを必要とする障害のある生徒、教師の説明がありました。私も一児の母ですが、学校行事などで学校に行く場合がこれから出てきますが、バリアフリー化されていないと 2 階で授業があると車いすの親は参観をあきらめざるを得ない状況が出てきます。また防災面でいうと災害時には学校は拠点となりますので、その点を踏まえて早急にバリアフリー化して下さるようお願いいたします。

**(委員長)**

この点については今以上に重点的に対応していくべき事項であると、この委員会の場で上がりましたので、事務局は強く進めてくださるようお願いいたします。

**(4) その他**

**(委員長)**

議事(3)について、他にご意見等ないようでしたら、本日の委員会の議事は以上でございますが、その他の議題として何かあればお伺いします。

**(委員)**

名古屋城のバリアフリー化について、エレベーター問題については以前、平成 30 年に人街委員会から名古屋市長へ要望書を出したことがありました。今回、11 月 24 日の市長選挙で新しい市長が誕生します。人が変わりますので改めて要望書を出したらどうかと考えますが、皆様のご意見をお聞かせください。

**(委員長)**

ただ今、委員からご提案がありましたが、委員の説明にあった 2018 年の要望書について事務局から委員の皆様へ配布して、当時の経緯を事務局から説明してください。

**【要望書の写し配布】**

**(事務局)**

要望書を提出した前年度の推進委員会で、当時の委員から名古屋城のバリアフリー化について、委員会として要望書を出したらどうかという意見がございました。これに委員の皆様が賛成されましたので、翌月の 4 月に名古屋市長あてに要望書を手渡しました。

**(委員長)**

平成 30 年に人街委員会から名古屋市長へ要望書を出したことがありますが、今回も、新しい市長に対して改めて要望書を出したらどうかという委員のご提案について皆様のご意見はいかがでしょうか。

**(委員)**

私も先ほどの委員の意見に是非ともそうしていきたいと思います。今日の会議で人街条例の概要説明があったとおり、公共の建物については人街条例が適応されていく。その中に名古屋城が含まれないのはどう考えてもおかしいと思いますので、誰もが使いやすく誰もが楽しめる所となるよう要望できたらと思います。

**(委員)**

今、選挙期間に入っております。意見の中で政治的に非常に微妙なんですが、今の天守閣をあえて木造にする必要はないという立候補者も結構な数いる訳で、選挙の結果次第で変わることだから、木造でやるということをまだ決定したとは思っていませんが、考えはありますか。お金をかけて木造にする必要はないという意見についてどう思われますか。

**(委員)**

木造にする必要はないと思います。

**(委員長)**

委員のご発言のとおり、まさにこれから市長が決まろうとしている状況なので、今日の委員会でどうすべき、どういう要望を出すべきかは、決められないのではないかと私としては考えております。ご指摘のとおり前市長の意見と全く異なる方が当選する可能性もあるので、新市長の方針が見えてきた段階で、委員会として必要に応じた要望を出すべきかを議論する方が良いかなと思います。委員からのご意見は今日は承って、然るべきタイミングで議論させていただく方が良いかなと思います。よろしいでしょうか。

(反対意見なし)

**(委員長)**

その他ご意見として何かありますか。

**(委員)**

一つ要望ということで発言します。

大型商業施設が敷地分割という形で隣接して建設されている場合において、例えばスーパーマーケットがあり、隣の敷地が別敷地としてドラッグストアがある場合が該当するのですが、隣り合う境界線に沿ってフェンスが設置されています。フェンスは人と自動車の往来の制限を目的に設置されているものです。高齢者のお客の場合、歩いて隣の店舗にも買物に行きたいがフェンスがあるため、フェンスを避けてわざわざ道路の方まで迂回してから隣の敷地に入らなければなりません。しかも、敷地の外の道路には歩道部分が整備されていない場合も多いです。歩いて買い物される方や自転車で買い物される方の通行用にフェンスを一部開けておいて通すことも、やさしさではないかなと思っています。高齢者はますます増えていきます。駐車場部分から道路に出るのにも距離がありますので、緩和策を検討していただきたいと思います。

**(委員長)**

敷地境界にバリアがあるという、意外と盲点になる話かと思いますが事務局から何か回答ありますか。

**(事務局)**

人街条例では、敷地分割について所管していないものであります。

**(委員)**

そうだと思いますが、敷地内の通路として行政全体で考えていただきたいという要望です。

**(事務局)**

委員からのご要望は関係部局と情報を共有したいと思います。

**(委員長)**

縦割りで盲点となる部分があると思うので、一度検討していただければと思います。今日の議題は以上となりますが、有意義な議論ができたと思いますので、これを受けて事務局で検討を深めていただければと思います。以上で議事を終了します。それでは、進行を事務局にお返します。

**3. 閉会**

【事務局 住宅計画課長挨拶】

**(事務局)**

これもちまして、本日の推進委員会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。